ジェット化開港30周年を契機とした信州まつもと空港の魅力向上事業委託業務仕様書 (案)

長野県企画振興部交通政策局松本空港課

この業務仕様書は、長野県(以下「委託者」という)が行うジェット化開港30周年を契機とした信州まつもと空港の魅力向上事業の業務(以下「本業務」という)を委託するに当たり、本業務を受託する事業者(以下「受託者」という。)を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

ジェット化開港30周年を契機とした信州まつもと空港の魅力向上事業委託業務

2 業務の目的

信州まつもと空港が地域活性の拠点として魅力ある施設となるよう、「日本一美しい空港及びその周辺」を念頭に、隣接する信州スカイパークの活用も含めた空港の魅力向上事業(以下5(1)~(3)に示す、令和5年度に県民等と検討したジェット化開港30周年を契機とした魅力向上事業)を実施し、空港における賑わい創出を図る。

3 用語の定義

当仕様書における用語を定義する。

- (1) 空港:信州まつもと空港
- (2)公園:長野県松本平広域公園信州スカイパーク
- (3) ターミナルビル:松本空港ターミナルビル株式会社
- (4)「日本一美しい空港及びその周辺」:空港及び公園の範囲

4 委託契約期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月19日(木)まで

5 業務内容

(1) 魅力発信フォトスポット開発

ア 業務概要

信州まつもと空港の特性を伝え、空港来訪者の記念となるフォトスポット(モニュメント)のデザイン作成及び制作・設置

イ 業務の詳細

- ①対 象 空港利用者(送迎者、見学者、イベント来訪者等を含む)
- ②設置場所 松本空港ターミナルビル
- ③デザイン

- ・ 信州まつもと空港の特性 (標高日本一(657.5m)、アルプスの山々等) が P R できる要素を含めること。
- ・ 空港来訪者に親しみを持ってもらえるとともに、来訪者自身がその魅力を 広く発信する(写真撮影・SNS 等による共有等) きっかけをつくるものであ ること。
- ・ デザインの選定にあたっては、空港利用者の関心を集める方法とし、県民の 意見を反映させることとする。

④その他

- ・・モニュメントは、設置場所に配慮した素材・耐性であること。
- ・ 日常点検や修繕の容易性、維持管理コストの低減の工夫等、維持管理の方策 について提案すること。
- ・ 規格については、長野県及びターミナルビルと調整の上決定すること。
- ・関連する法令基準を満たす計画・製品とすること。
- ・ 作業日及び作業手順については長野県及びターミナルビルと協議し、了承 の上実施すること。
- ・ モニュメントの公開日(お披露目)については、長野県と調整の上決定する こと。また、お披露目にあたっては、PR方法(セレモニー等)についても 対応すること。

(2) 30 周年記念イベントの実施

ア 業務概要

公園来訪者にも空港の魅力を知ってもらい、空港来訪に繋げる契機とするため、 公園から空港への導線を確保するイベント(物産展(マルシェ)、謎解き)を企 画・周知・開催する。

イ 業務の詳細

①対 象 空港利用者、公園利用者

(新たな定期便利用者の開拓に繋げるため、特に県内居住者や若者・ファミリー層をターゲットとする)

- ②実施日程 冬ダイヤ期間(10月27日~3月末頃)のうち、土日2日間を想定
- ③場 所 松本空港ターミナルビル及び公園
- ④イベント1 (物産展)
 - ・ 空港ターミナルビルにおいて、信州まつもと空港の就航先の土産品等や、空 港周辺地域の農産品等の販売を想定した物産展(マルシェ)を企画提案・実 施すること。
 - ・ 対象就航先は神戸空港(関西エリア)とすること。
 - ・ 会場内に、出展者が物販を行うことができるブース等の設備を設けること。 なお、会場の調整、レイアウトは長野県及びターミナルビルと協議の上進め ること。

- ・ ターミナルビルに確認・調整の上、イベント全体の売上金の一部を使用料と してターミナルビルへ支払うものとする。
- ・ 実施の詳細については長野県、ターミナルビルと協議の上、柔軟に対応する こと。

⑤イベント2 (謎解き)

- ・ 公園来訪者にも空港の魅力を知ってもらい空港来訪に繋げる契機とすることを目的として、公園と空港をフィールドにした謎解きイベントを提案・開催すること。
- ・ イベントの企画及び開催にあたっては学生(信州大学のイベント制作団体 「だいがく謎解きゲーム 信大回廊」等)のアイディアを反映し、連携する こと。
- ・ 実施の詳細については長野県、ターミナルビルと協議の上、柔軟に対応する こと。

6周 知

・ 集客効果の高い周知方法を提案し、長野県と協議の上実施すること。

⑦運営体制等

- · イベント当日は必要なスタッフを配置すること。
- ・ 事故の発生等に備え、受託者において、賠償責任保険等に加入しておくこと。 受託者は加入している賠償責任保険等の内容について確認ができる写しを、 イベント開催前までに県に提出すること。
- ・ 開催に伴い、保健所や必要により警察署・消防署等の関係機関との協議を行 うとともに、申請・届出に必要な書類・資料等を作成すること。
- ・ 各種使用料、振込手数料等の必要な経費は委託料に含めること。
- 来場者数をカウントし、イベント終了後委託者へ報告すること。
- ・ 出展者に対しては、出展マニュアルを作成するとともに、出展に伴う説明会 等を長野県、ターミナルビルと連携して事前に実施すること。(オンライン 可)
- ・ イベント終了後は速やかに撤去(上記期間中に発生したごみの撤去含む)すること。

(8) その他

・ イベント1 (物産展)、イベント2 (謎解き)を同日に開催することで、飛 行機に乗らなくても空港の魅力を感じてもらえるようなイベントを企画・ 周知・開催すること。

(3) 県民参加オリジナルカレンダー制作

ア 業務概要

空港の特徴の一つである「美しさ」を身近なツールを通して発信するため、四季を通じた空港周辺の写真素材を広く県民から公募する形式で、県民参加によるオリジナルカレンダーを制作・販売する。

イ 業務の詳細

①成果物

- ・ 空港をテーマに公募した写真を活用し、空港オリジナルカレンダーを制作 すること。
- ・ 発行部数は概ね300部とするが、長野県と協議の上決定すること。
- ・ 規格は卓上サイズを想定するが、長野県と協議の上決定すること。
- カレンダーには長野県のロゴ及び「長野県」の表示をすること。

②制作・販売スキーム

- ・ 写真募集については、信州まつもと空港利用促進協議会が実施するフォトコンテストで募集、権利関係を整理した後、委託者への提供をする。(写真の提供は9月を予定。)
- ・ 成果物は5(2)に掲げるイベント(物産展)等において販売することを想 定しているが、販売方法についてはインターネット販売等、最も効果的な方 法で実施すること。
- ・ 購入者アンケート等を実施すること。
- ・ 販売実績や上記アンケートを基に、R7 以降の販売方法などを提案すること。
- ・ 事業終了後、委託者は販売額と契約額の精算を行うこと。

6 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

日程	項目
6月	・事業実施に関する打合せ
6月~7月	・事業実施のための課題の整理、実施調整
8月~3月	・事業の実施

7 業務完了時の提出物

本業務の成果品は「5 業務内容」に係る実績を記載した業務完了報告書とし、以下の (1)~(2)を添付資料として提出するものとする。受託者は県が指定する日までに、電子データ (PDF 形式及び word 等の MS-office 製品と互換性のある編集可能な形式) で提供が可能なものについては1式、電子データで提出できないもの及び以下に指定する物品等については指定する数量を提出すること。

- (1) 魅力発信フォトスポット開発
 - 空港展望デッキにおけるモニュメント一式の設置状況が分かる写真、制作概要書
- (2) 30 周年記念イベント
 - 物産展出展社数、謎解きイベント参加者数の実績
- (3) 県民参加オリジナルカレンダー
 - カレンダー300部(在庫分)、販売実績管理表、アンケート結果及び分析資料

8 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、 再検査の合格をもって完了とする。

9 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

10 権利関係

- (1) 本事業により作成した制作物や成果物は、他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本事業の成果を二次的に利用できるものであること。

ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとする。この場合 において、委託者は、権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。

(3) 受託者は、使用する写真の被写体が人物の場合、あらかじめ肖像権の侵害が生じないように対応すること。

11 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約 目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 受託者は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め松本空港課と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、松本空港課と協議すること。
- (3) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、松本空港課の指示に従わ

なければならない。

- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (5) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況 について報告を求めることができる。